

紫雲の園介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する紫雲の園（以下「事業所」という。）が行なう指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能なかぎり居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者の意思及び人格を尊重しながら日常生活をするに必要な介護、日常生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理を行ない、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行なう。

2 事業の実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気作りに努め、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、保健医療サービス、福祉サービスを提供する機関と緊密な連携を図り、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 紫雲の園
- 二 所在地 静岡県袋井市浅名 1577 番地の 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 生活相談員 1人以上
生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、保健医療機関及び関係市町村との連携において必要な役割を果す。
- 三 看護職員 3人以上
看護職員は、健康チェック等を行なうことにより入所者の健康状態を的確に把握するとともに、入所者が各種のサービスを利用するために必要な処置を行なう。
- 四 介護職員 30人以上
介護職員は、入所介護にあたり入所者の心身の状況を的確に把握し、入所者に対し適切な介助を行なう。
- 五 機能訓練指導員 1人
機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため

に必要な機能訓練を行なう。

六 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入所生活介護計画の作成を行ない、各職種と連携して計画に基づく介護の実施について調整を行なう。

七 管理栄養士 1人

管理栄養士は、入所者の栄養ケア計画の作成を行ない、入所者ごとの計画に基づく栄養管理、栄養指導にあたる。

八 事務員 3人以上

事務員は、利用料、介護報酬の請求、経理事務を行なう。

九 医師 1人（嘱託）

嘱託医は、入所者の健康指導と、必要に応じ入所者の治療を行なう。

2 第1項の他事業の円滑な運営のため、開設者と事業所の管理者が協議して、各職種について必要な職員を配置する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日は年中無休、営業時間は0時から24時とする。

（利用定員）

第6条 事業所の定員は、1日90名とする。

（介護福祉施設サービスの内容）

第7条 介護福祉施設サービスの内容は、事業所または本人が作成した入所生活介護計画に基づいて、次に掲げるサービスを提供する。

一 日常生活に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な介護サービスの提供。また、事業所の職員は入所者のうち、褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行ない、発生予防のための技術の伝達、介護用品等の活用、学習の機会を設けることとする。

ア 排泄の介助

イ 移乗、移動の介助

ウ その他必要な身体の介護

エ 養護（休養）

二 入浴に関すること

心身の状況に応じた必要な入浴サービスを提供する。

*入浴の形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

*介護の種類

ア 衣類の着脱の介助

イ 身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ その他必要な入浴の介護

三 食事に関すること

嚥下その他の状況から適切な調理方法による食事を用意し、必要な食事サービスを提供する。

ア 配膳、下膳の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介護

四 機能訓練に関すること

入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び入所者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事への参加

エ 体操

五 医療・看護に関すること

医療・看護が必要な場合、次のサービスを提供する。

ア 服薬の介助

イ 褥創等の予防・処置

ウ 主治医による往診

エ カテーテル等の管理

オ その他医師の指示による医療的処置等

六 送迎に関すること

通院による医療、買物、地域の行事への参加、行楽、その他の理由により送迎を必要とする入所者には、次のサービスを提供する。

ア 送迎車両への移動及び昇降介助

イ 車両による送迎

七 相談及び助言に関すること

入所者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行なう。

ア 日常生活動作能力維持、向上に関する相談、助言

イ 福祉用具利用に関する相談、助言

ウ その他必要な相談助言

八 栄養管理に関すること

九 口腔衛生の管理に関すること

(入所生活介護計画の作成等)

第8条 事業所は、入所者の心身の状況に応じた入所生活介護計画を作成し、入所者又は

家族に対してその内容を説明し、同意を得る。

- 2 事業所は、入所者に対し入所生活介護計画に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第9条 入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じ、おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後再び円滑に入所できるよう配慮する。

- 2 事業所は、入所者の入院期間中等で入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を行なう。

(入所者の留意事項)

第10条 入所者は、他の入所者、他の利用者に対して著しく迷惑を及ぼす行動及び言動は謹まなければならない。

- 2 施設の設定備品の使用にあたっては注意を払い、保全に努めなければならない。

(事業の利用申し込み及び利用の決定)

第11条 利用申し込みは、随時受け付ける。

- 2 入所の決定は、入所申込者の要介護度、おかれている環境等を勘案して決定した優先入所順位の順とする。

(介護福祉施設サービスの利用料)

第12条 介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一 食事の提供に要する費用 1,445円/1日
- 二 居住に要する費用 多床室 855円/1日
- 三 介護福祉施設サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、入所者が負担することが適当と認められる費用

実 費

- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する場合は、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

- 4 利用料は、現金又は銀行口座振込により、本事業所が定める期日までに支払うものとする。

(緊急時の対応方法等)

第13条 事業の提供中に入所者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は速やかに嘱託医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 管理者は静岡県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。

3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視する。

4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等、従業者の防災教育に努めなければならない。

(通常の実業の実施区域)

第15条 通常の実業の実施区域は、特定しない。

(サービスの提供記録の記載)

第16条 事業所の職員は、介護福祉施設サービスを提供した際には、その提供日及び内容当該介護福祉施設サービスについて、入所者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(秘密保持)

第17条 事業所の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の管理者は、事業の職員であった者が、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を、職員でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所の管理者は、提供した介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員1名を配置し事実関係の調査を実施し、改善の措置を講じ、入所者又は家族に対する説明をし、理解を得るものとする。

(虐待の防止)

第19条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 事業所は、施設における介護事故の発生、再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(損害賠償)

第21条 入所者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(衛生管理)

第22条 事業所の職員は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、必要に応じて消毒を行なう等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(身体拘束)

第23条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、事業所の職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は全ての全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

- 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、入所者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三宝会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 13 年 2 月 21 日に一部改正する。
- この規程は、平成 15 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 17 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 28 日に一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は、平成 20 年 1 月 21 日に一部改正する。
- この規程は、平成 22 年 9 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 24 年 6 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、令和元年 10 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、令和 3 年 8 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部改正する。

紫雲の園短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する紫雲の園（以下「事業所」という。）が行なう指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者が抱える社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護及び機能訓練、その他必要な援助を行なう。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス提供機関及び居宅介護支援事業者や他の居宅サービス提供事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 紫雲の園
- 二 所在地 静岡県袋井市浅名 1577 番地の 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員は、介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護事業の職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 三 看護職員 3人以上
看護職員は、健康チェック等を行なうことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種のサービスを利用するために必要な処置を行なう。
- 四 介護職員 30人以上
介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行なう。

五 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行なう。

六 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づいて短期入所生活介護計画の作成を行なう。

七 管理栄養士 1人

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養指導にあたる。

八 事務員 3人以上

事務員は、利用料、介護報酬の請求、経理事務を行なう。

九 医師 1人（嘱託）

嘱託医は、利用者の健康指導と、必要に応じ利用者の治療を行なう。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日は年中無休、営業時間は0時から24時とする。

（利用定員）

第6条 事業所の定員は、1日9名とする（介護予防短期入所生活介護定員を含む）。また、併設の特別養護老人ホーム紫雲の園において、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した事業も行なう。

（事業の内容）

第7条 事業の内容は、指定居宅介護支援事業者または本人が作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを提供する。また緊急の場合等で居宅サービス計画が作成されていない利用者には、利用者と本事業所で協議し選定したサービスを提供する。

一 日常生活に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な介護サービスを提供する。

- ア 排泄の介助
- イ 移乗、移動の介助
- ウ その他必要な介護
- エ 養護（休養）

二 入浴に関すること

心身の状況に応じた必要な入浴サービスを提供する。

*入浴の形態

- ア 一般浴槽による入浴
- イ 特殊浴槽による入浴

*介護の種類

- ア 衣類の着脱の介助

イ 身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ その他必要な介護

三 食事に関すること

嚥下その他の状況から適切な調理方法による食事を用意し、必要な食事サービスを提供する。

ア 配膳、下膳の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な介護

四 機能訓練に関すること

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事への参加

エ 体操

五 医療・看護に関すること

医療・看護が必要な場合、次のサービスを提供する。

ア 服薬の介助

イ 褥創等の予防・処置

ウ 主治医による往診

エ カテーテル等の管理

オ その他医師の指示による医療的処置等

六 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者には、次のサービスを提供する。

ア 送迎車両への移動及び昇降介助

イ 車両による送迎

七 相談及び助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行なう。

ア 日常生活動作能力維持、向上に関する相談、助言

イ 福祉用具利用に関する相談、助言

ウ その他必要な相談助言

(短期入所生活介護計画の作成等)

第8条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身の状況、家族等介護者の状況に応じた短期入所生活介護計画を作成し利用者又は家族に対してその内容を説明し、同意を得る。

2 事業所は、利用者に対し短期入所生活介護計画に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(利用者の留意事項)

第9条 利用者は、他の入所者、他の利用者に対して著しく迷惑を及ぼす行動及び言動は謹まなければならない。

2 施設の設定備品の使用にあたっては注意を払い、保全に努めなければならない。

(事業の利用申し込み及び利用の決定)

第10条 利用申し込みは、利用日の3ヵ月前より7日前までの間受け付ける。ただし緊急に利用が必要となった場合はこの限りではない。

2 利用申し込みは、必ず居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者を通じて行なうものとする。

3 利用の決定は、原則として申し込み順に行い、利用定員に達した以降の申し込みは利用日の調整等を行なう。

(事業の利用料)

第11条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一 第13条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行なう送迎に要する費用は、その実費を徴収する。なお、車両を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア 通常の送迎の実施区域を越えた地点から片道10km未満 200円/回

イ 通常の送迎の実施区域を越えた地点から片道10km以上1kmにつき20円/回

二 食事に要する費用 1,445円/1日(朝食295円、昼食670円、夕食480円)

三 居住に要する費用

ア 多床室 855円/1日

イ 従来型個室 1,171円/1日

四 介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

実 費

3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

4 利用料は、現金又は銀行口座振込により、本事業所が定める期日までに支払うものとする。

(緊急時の対応方法等)

第12条 事業の提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は速やかに利用者の主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は静岡県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。

3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視する。

4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等、従業者の防災教育に努めなければならない。

(通常の送迎の実施区域)

第14条 通常の送迎の実施区域は、袋井市立浅羽中学校区内とする。

(サービスの提供記録の記載)

第15条 事業所の職員は、短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の管理者は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、職員でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第17条 事業所の管理者は、提供した事業に関する利用者及びその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員1名を配置し事実関係の調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者又は家族に対する説明をし、理解を得るものとする。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 事業所は、施設における介護事故の発生、再発を防止するため、事故発生予防、再発予防及び発生時の対応マニュアルを整備し、委員会を設置して事故の発生又は再発の防止に取り組むとともに、事故発生時には整備した対応マニュアルにそって対応することとする。

(損害賠償)

第20条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行なう。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

(衛生管理)

第21条 事業所の職員は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、必要に応じて消毒を行なう等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、事業所の職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は全ての全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三宝会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 13 年 2 月 21 日に一部改正する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 18 年 4 月 28 日に一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部改正する。

紫雲の園介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する紫雲の園（以下「事業所」という。）が行なう指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態にある高齢者に対し適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 紫雲の園
- 二 所在地 静岡県袋井市浅名 1577 番地の 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員は、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業の職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

- 二 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、介護予防支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果す。

- 三 看護職員 3人以上

看護職員は、健康チェック等を行なうことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種のサービスを利用するために必要な処置を行なう。

- 四 介護職員 30人以上

介護職員は、介護予防短期入所生活介護にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な支援を行なう。

五 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行なう。

六 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、介護予防サービス計画に基づいて介護予防短期入所生活介護計画の作成を行なう。

七 管理栄養士 1人

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養指導、献立作成にあたる。

八 事務員 3人以上

事務員は、利用料、介護報酬の請求、経理事務を行なう。

九 医師 1人（嘱託）

嘱託医は、利用者の健康指導と、必要に応じ利用者の治療を行なう。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日は年中無休、営業時間は0時から24時とする。

（利用定員）

第6条 事業所の定員は、1日9名とする。（短期入所生活介護定員を含む）。また、併設の特別養護老人ホーム紫雲の園において、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した事業も行う。

（事業の内容）

第7条 事業の内容は、指定介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを提供する。また緊急の場合等で介護予防サービス計画が作成されていない利用者には、利用者と本事業所で協議し選定したサービスを提供する。

一 日常生活に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な介護予防サービスの提供。

ア 排泄の支援

イ 移乗、移動の支援

ウ その他必要な支援

エ 養護（休養）

二 入浴に関すること

心身の状況に応じた必要な入浴サービスの提供。

*入浴の形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

*介護の種類

- ア 衣類の着脱の支援
- イ 身体の清拭、洗髪、洗身の支援
- ウ その他必要な支援

三 食事に関すること

嚥下その他の状況から適切な調理方法による食事を用意し、必要な食事サービスの提供。

- ア 配膳、下膳の支援
- イ 食事摂取の支援
- ウ その他必要な支援

四 機能訓練に関すること

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスの提供。

- ア 日常動作に関する訓練
- イ レクリエーション
- ウ 行事への参加
- エ 体操

五 医療・看護に関すること

医療・看護が必要な場合、次のサービスの提供。

- ア 服薬の支援
- イ 褥創等の予防
- ウ 主治医による往診
- エ カテーテル等の管理支援
- オ その他医師の指示による医療的処置等

六 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者には、次のサービスを提供する。

- ア 送迎車両への移動及び昇降支援
- イ 車両による送迎

七 相談及び助言に関すること

利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むための相談及び助言。

- ア 日常生活動作能力維持、向上に関する相談、助言
- イ 福祉用具利用に関する相談、助言
- ウ その他必要な相談助言

(介護予防短期入所生活介護計画の作成等)

第8条 事業所は、介護予防サービス計画に基づいて、利用者の心身の状況、家族等介護者の状況に応じた介護予防短期入所生活介護計画を作成し利用者又は家族に対してその

内容を説明し、同意を得る。

2 事業所は、利用者に対し介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(利用者の留意事項)

第9条 利用者は、他の入所者、他の利用者に対して著しく迷惑を及ぼす行動及び言動は謹まなければならない。

2 施設の設備備品の使用にあたっては注意を払い、保全に努めなければならない。

(事業の利用申し込み及び利用の決定)

第10条 利用申し込みは、利用日の3ヵ月前より7日前までの間受け付ける。ただし緊急に利用が必要となった場合はこの限りではない。

2 利用申し込みは、必ず介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者を通じて行なうものとする。

3 利用の決定は、原則として申し込み順に行い、利用定員に達した以降の申し込みは利用日の調整等を行なう。

(事業の利用料)

第11条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一 第13条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行なう送迎に要する費用は、その実費を徴収する。なお、車両を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア 通常の送迎の実施区域を越えた地点から片道10km未満 200円/回

イ 通常の送迎の実施区域を越えた地点から片道10km以上1kmにつき20円/回

二 食事に要する費用 1,445円/1日(朝食295円、昼食670円、夕食480円)

三 居住に要する費用

ア 多床室 855円/1日

イ 従来型個室 1,171円/1日

四 介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

実 費

3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

4 利用料は、現金又は銀行口座振込により、本事業所が定める期日までに支払うものとする。

(緊急時の対応方法等)

第12条 事業の提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は速やかに利用者の主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は静岡県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じた前項に規定する計画を作成する。

3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視する。

4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等、従業者の防災教育に努めなければならない。

(通常の送迎の実施区域)

第14条 通常の送迎の実施区域は、袋井市立浅羽中学校区内とする。

(サービスの提供記録の記載)

第15条 事業所の職員は、介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、利用者によって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の管理者は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、職員でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第17条 事業所の管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員1名を配置し事実関係の調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者又は家族に対する説明をし、理解を得るものとする。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 事業所は、施設における介護事故の発生、再発を防止するため、事故発生予防、再発予防及び発生時の対応マニュアルを整備し、委員会を設置して事故の発生又は再発の防止に取り組むとともに、事故発生時には整備した対応マニュアルにそって対応することとする。

(損害賠償)

第20条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

第21条 事業所の職員は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、必要に応じて消毒を行なう等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、事業所の職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は全ての全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三宝会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 28 日に一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日に一部改正する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部改正する。